



# このガイドラインについて

人口減少や少子高齢化の進行等により、地域コミュニティの活力低下が懸念される中、本市においては、地域に関わるあらゆる主体が一緒になり、地域の実情に応じた諸課題を解決することができる持続可能な地域コミュニティの実現を図るため、広島型地域運営組織ひろしまLMO(エルモ)を基盤とした市民主体のまちづくりを推進しています。

本ガイドラインは、LMOをこれから設立したいと考えている地域の方には、どのような点に留意しながらLMOづくりを進めていけばいいかを、既にLMOの運営をしている地域の方には、LMOの運営を持続的かつ適正なものにするためのポイントやヒントなどをお示しする内容としています。

本ガイドラインに基づき、市民、地域団体、事業者など地域に関わる多様な主体が、それぞれの役割を意識しながらLMOを基盤とした市民主体のまちづくりに取り組んでいただくことにより、市街地や住宅団地、中山間地域などあらゆる地域で生活する住民が、それぞれのライフスタイルに合わせて元気にいきいきと活動でき、それぞれの地域で互いに支え合いながら、たおやかに、おだやかに暮らしていくことができる持続可能な地域コミュニティを実現していきたいと考えています。



## 第1部 基礎編

- 1 共助の精神に基づく市民主体のまちづくりの基盤となる「ひろしまLMO(エルモ)」 03
- 2 持続可能な地域コミュニティの実現に向けた「ひろしまLMO」の役割と市の責務 05
- 3 持続可能な地域コミュニティの実現に向けた各主体の取組 ..... 07
- 4 本市施策の基本方針 ..... 10

## 第2部 実践編

- 1 ひろしまLMOの設立
  - LMOの設立に向けた基本的な流れ ..... 11
  - ステップ0 ～地域の魅力や課題の共有～ ..... 13
  - ステップ1 ～話し合いの場の設置・地域の機運醸成～ ..... 15
  - ステップ2 ～準備委員会での検討～ ..... 19
  - ステップ3 ～ひろしまLMOの設立～ ..... 29
- 2 ひろしまLMOの持続的かつ適正な運営
  - (1) 地域への周知等を図るために ..... 31
  - (2) 活動を持続させていくために ..... 33
  - (3) 適正な運営を確保するために ..... 43

## 第3部 資料編

- 1 指定地域共同活動団体制度 ..... 49
- 2 広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例 ..... 52
  - (1) 条例制定の意義 ..... 52
    - ポイント1 ひろしまLMOは地方自治法と条例に基づく団体となります
    - ポイント2 ひろしまLMOへの支援の継続性が担保されます
    - ポイント3 ひろしまLMOになることのメリットが増えます
  - (2) 条例の構成 ..... 52
  - (3) 条例の解説 ..... 53
- 3 広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例施行規則 ..... 57

